

生産緑地買取申出手順

1. 生産緑地買取申出（生産緑地法第10条）

次のいずれかの場合に、生産緑地買取申出の手続きができます。

- （１） 都市計画決定の告示日から起算して30年を経過
- （２） 主たる従事者が死亡
- （３） 主たる従事者が農業に従事することが不可能にさせる故障

2. 提出書類

①生産緑地買取申出書【様式1】（申出者は土地所有者。実印を押印）

②生産緑地買取申出同意書【様式2】

（申出者含む農地等利害関係人全員：所有者、所有共有者、地役権※等。実印を押印）

※公益性が高く、買取り後の権利関係の複雑化が予想されないもの

（関西電力の送電線の場合は関西電力送配電株式会社に相談のこと）

③印鑑登録証明書【原本】（申出者含む農地等利害関係人全員）

④位置図（住宅地図等）

⑤登記事項証明書（登記簿謄本）【原本】（所有権以外の権利を消滅させたもの）

⑥公図【写し可】

} 法
務
局

⑦その他必要な書類

- ・委任状（申出者以外が提出する場合）
- ・営農計画書（複数筆所有され、一部を買取申出しない場合）

- ・要件（2）の場合：生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明書【原本】
（農業委員会で発行）

※原則、相続登記後の所有者（相続人）が申出してください。

（所有者（相続人）の署名、実印）

※相続登記前の場合は、法定相続人全員の戸籍謄本【原本】、除籍謄本【原本】、改正原戸籍【原本】、遺産分割協議書【写し】（相続人が複数存在する場合）が必要。

- ・要件（3）の場合：医師による診断書（継続して農業に従事することが不可能である旨が記載されているもの）

※参考様式 生産緑地買取り申出に係る診断書【原本】

※故障とは、生産緑地法施行規則第4条で定める、「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」は以下のとおりです。

1. 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの
 - イ 両目の失明
 - ロ 精神の著しい障害
 - ハ 神経系統の機能の著しい障害
 - ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
 - ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
 - ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
 - ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
2. 1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

3. 買取申出（生産緑地指定解除）の流れ

- ① 必要書類が全て揃った時点で、買取申出書を受理します。
申出日は、買取申出書を受理した日とします。
- ② 公共の活用を優先するため、市・県などに買取希望の照会をします。
- ③ 「買い取らない旨の通知書」または「買い取る旨の通知書」（1ヶ月後）を申請者に郵送します。
※公共団体が買い取るとなった場合、希望価格ではなく、時価で買い取ります。
- ④ 市・県などが買い取らない場合は、農地としての活用を図るため地区農業委員会・JAへ農業に従事されている方による買取の斡旋を依頼します。
- ⑤ 申出日から3ヶ月以内に買取りの希望が無い場合、生産緑地の行為制限が解除されます。また、「生産緑地の行為制限解除の通知書」を申出者に郵送します。

※都市計画上の生産緑地でなくなるのは都市計画審議会による審議後です。